

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	富士電機株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北澤 通宏
【本店の所在の場所】	川崎市川崎区田辺新田1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号(ゲートシティ大崎イーストタワー) 〔本社事務所〕
【電話番号】	東京(5435)7111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部経営企画室長 荒井 順一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月25日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役10名選任の件

北澤通宏、奥野嘉夫、重兼壽夫、安部道雄、瀧田隆道、米山直人、松本淳一、黒川博昭、鈴木基之及び佐子希人を取締役に選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

石原敏彦を監査役に選任する。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

常勤取締役の定額報酬の額を年額4億5,000万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	有効	賛成	反対	棄権	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案 取締役10名選任の件					(注)1	(注)3
北澤 通宏	540,598個	505,201個	29,988個	232個		可決 93.45%
奥野 嘉夫	540,601個	523,918個	11,274個	232個		可決 96.91%
重兼 壽夫	540,601個	522,915個	12,277個	232個		可決 96.73%
安部 道雄	540,601個	522,952個	12,240個	232個		可決 96.74%
瀧田 隆道	540,601個	529,369個	5,823個	232個		可決 97.92%
米山 直人	540,601個	523,921個	11,271個	232個		可決 96.91%
松本 淳一	540,601個	529,133個	6,059個	232個		可決 97.88%
黒川 博昭	540,600個	461,577個	73,614個	232個		可決 85.38%
鈴木 基之	540,601個	523,217個	11,975個	232個		可決 96.78%
佐子 希人	540,600個	502,071個	33,120個	232個		可決 92.87%
第2号議案 監査役1名選任の件	540,657個	518,650個	16,598個	232個	(注)1	(注)3 可決 95.93%
第3号議案 取締役の報酬額改定の件	540,677個	530,446個	4,822個	232個	(注)2	(注)3 可決 98.11%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権(711,863個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 本総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

3. 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席株主の一部(委任状を提出した株主の代理人または職務代行通知書を提出した法人株主の代表者の職務代行者、及び当社の会社役員)について、議案の賛否に関し賛成を確認した議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及びインターネット等により本総会前日までに行使された議決権の数、及び当日出席株主により行使された議決権の数のうち、議案に対する行使状況を確認できた次の議決権の数の合計により、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立いたしました。このため、次の議決権以外の議決権の数を加算しておりません。

- ・株主より委任状が提出され、当該代理人により代理行使された議決権の数
- ・法人株主の代表者より職務代行通知書が提出され、当該職務代行者により行使された議決権の数
- ・当社の会社役員である株主により行使された議決権の数

以上